

○生徒指導課

新入生の皆さんは、「静岡県立高等学校学則」をはじめ、本校の「教育方針」・「生徒心得」・「生徒会則」等さまざまな規定に基づき、これからの3年間、有意義な高校生活を送るべく期待されています。以下、生徒指導の基本的ルールとして、保護者の皆様にも「ぜひ御理解いただきたい」事項を最小限、掲載したものです。御家庭におかれましても十分に御配慮いただき、学校・家庭がそれぞれ協力・連携し、生徒の望ましい生き方を支援していきたいものです。

1. 校内生活について

- (1) 始業前、少なくとも5分前に登校できるように努める。遅刻(8:30以後)したときは、職員室で「遅刻届」に記入し、教務課印をもらった上で教室に入る。
- (2) 遅刻・欠席の場合は、事前(当日は、8:00~8:15まで)に保護者より、クラス担任にCラーニング等で連絡する。
- (3) 早退する場合は、クラス担任の許可を得て、「早退届」に教務課印をもらう。病気早退の場合は、養護教諭の確認を受け手続きを行う。
- (4) 登校後は、放課まで無断外出を禁止する。必要な場合は、クラス担任の許可を得て、「外出許可証」に教務課印をもらう。
- (5) 不必要な金銭を所持しない。もし多額の金銭を所持した場合は、必要に応じてクラス担任に預ける。また、学校生活に必要なもの以外の持ち込みは禁止する。(例)化粧品、ゲーム類等
- (6) 常に清潔・整頓を重んじて校内美化に努め、学校施設・備品等を大切に扱い、もし汚損・損傷した場合は、ただちにクラス担任に申し出る。理由によっては弁償する。
- (8) 校内生活では節度を保ち、他の迷惑にならないように心掛けるとともに、交友関係におけるハラスメント(いじめ・差別・SNSでの嫌がらせ)は絶対に行わない。
- (9) 地震・火災・事故等、非常事態発生の場合は、ただちに職員に通報しその指示に従うとともに、冷静沈着に行動して臨機応変の処置をとる。
- (10) 携帯電話・スマートフォンの使用は、朝SHRから帰りSHRまでの間は禁止している。それ以外の時間は許可エリアでの使用を認めている。

2. 校外生活について

- (1) 酒類の提供やギャンブル等、未成年が出入りするのにふさわしくない場所への出入は禁止する。
- (2) 高校生として望ましくない下記のような行為は厳禁する。
 - ・ 無断外泊・不良交友、不純異性交遊・バイクの運転、同乗、自動車の運転
(運転免許取得については、条件に合えば、進路決定者は3年生の11月以降に許可する。ただし、大学・短大進学者は2月以降に許可する。)
 - ・ 飲酒、喫煙
 - ・ 危険ドラッグ、シンナー、覚醒剤その他これに類するものの使用・所持、暴力行為、窃盗などの触法行為、無断アルバイト(申請制)、その他高校生としてふさわしくない行為
- (3) SNSやネット利用に関するルールやモラルを厳守し、誹謗中傷や個人情報の流出防止に留意する。

3. 通学・交通安全について

- (1) 通学途上においては、交通ルールを守り交通安全に努める。特に電車・バス内では他の乗客に迷惑をかけぬよう公共マナーを遵守する。
- (2) 自転車通学を希望する者で、下記の条件に合う者は許可するので、入学式当日、「自転車通学届」(P.41)を、クラス担任に提出すること。

<許可条件>

- ・雨天では雨ガッパを着用すること。雨ガッパについては、特に指定はしないが、自転車通学届には雨ガッパを持っていることが条件となる。自転車通学の雨ガッパの販売を4月の入学式後に行う。(販売価格は、4,500円～7,500円程度)
- ・県立高等学校において令和8年度入学者より、自転車通学の許可条件に、「自転車乗車用ヘルメットの所持」が義務付けとなりました。本校においても、別途案内のとおり自転車用ヘルメットの準備をお願いします。
- ・静岡県自転車条例(2019年10月1日～)の施行に従い、自転車保険に加入していること(TSマーク等)。
- ・学校で交付する登録番号のステッカーを貼付すること。なお、自転車店で点検済の印を受けること。
- ・下記事項について、常に点検・整備・確認すること。
①ブレーキ ②ギア ③ライト ④錠(鍵は自転車に付いているもののほかにチェーン式を用意することが望ましい。) ⑤その他(夜行反射テープ・ステッカー・反射鏡等)
- ・下記の禁止事項について違反しないこと。
※令和8年4月より、改正道路交通法が施行され、自転車にも交通反則通告制度が適用されます。
①二人乗り②並進 ③無灯火 ④傘さし運転⑤右折方法違反⑥右側通行⑦横断歩行者妨害
⑧一時停止無視⑨自転車運転時のイヤホン・ヘッドホンの使用 ⑩携帯電話・スマートフォンの使用

(3) 保護者による生徒の自家用車での送迎は、事務室前までとし、正門から入り、西門から校外へ出る。体育館前や校舎横駐車場前までの入構は禁止する。

4.服装・頭髪等について

- (1) 登下校及び校舎内の生活では男女共、本校指定の制服を着用すること。
制服は冬服・合服・夏服の3種類。指定セーターあり(任意購入)
(制服の図参照。なお、合服・夏服については生徒手帳を参照)
 - ・冬服・合服には、女子はリボンまたはネクタイの着用を義務づける。
 - ・冬服の着用期間の目安：4月1日～5月31日・10月1日～3月31日
 - ・夏服の着用期間の目安：6月1日～9月30日
 - ・合服の着用期間の目安：5月1日～6月30日・9月1日～10月31日※上記の衣替期間の目安を設け、完全更衣は定めない。
- (2) いかなる制服の変形も禁じる。但し性自認等に配慮し、制服の選択については本人及び家庭の意思を尊重し、柔軟に対応する。
- (3) 靴下は、白・黒・紺の標準的なもの(くるぶしが完全に隠れる長さ)とする。
- (4) 防寒具について
 - ・気候に応じて、登下校時に制服の上に防寒具の着用を許可する。ただし、華美でなく、防風防雨機能を備えたものとする。
 - ・マフラー、手袋も同様に、登下校のみ着用を許可する。
 - ・指定セーターについてもこの期間に着用を認め、登下校中の着用も許可する。
- (5) 眉毛は整える程度とする。
- (6) 男子の長髪は、目、耳及び襟にかからない程度とする。
- (7) 女子の髪は、肩にかかる場合は必ず結髪する。前髪が目にかかる場合はピンでとめる。
- (8) パーマ・染毛・脱色および変色は禁止する。
- (9) 学生靴は高校生らしく華美でない物を使用すること。(他校のカバンの使用不可)
*以上の諸規定を守らない場合には、指導注意を行います。御家庭でも十分な御指導をお願いします。

5.生徒会活動について（生徒会より抜粋）

- (1) 会員の地位は学年問わず原則として平等であって、等しくその人格及び言論の自由は、学園校生活の秩序を乱さない限り最大の尊重を必要とする。
- (2) 生徒総会は会員の総意を表する。本会最高の議決機関である。評議会は生徒総会の代行機関として、これに次ぐ議決権を持つ。
- (3) 執行部は、下記の各種委員会を組織し、各クラスから選出された委員によって構成される。
放送・広報・体育・美化・保健・図書・風紀交通安全・応援
- (4) 会員は入学時に下記の文化・体育いずれかの部に所属する。但し、自主的自発的な活動である事に鑑み、三年間の継続は必須としない。

《文化部》

- ・ 書道・商業美術・家庭・茶華道（茶道班・華道班）・吹奏楽
- ・ 会計実務（珠算班・簿記班）・情報処理
- ・ 地域活性（地域研究班・写真取材班・ボランティア班）

《体育部》

- ・ 陸上競技・弓道・サッカー・野球・女子バレーボール・男女バスケットボール・バドミントン
- ・ 卓球